

労健安発第501号  
令和元年7月4日

一般社団法人日本医学会連合  
会長 門田 守人 殿

独立行政法人労働者健康安全機構  
理事長 有賀 徹



主治医に対する「治療と仕事の両立支援」に係る周知依頼について

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成29年3月に政府の働き方改革実現会議にて決定した「働き方改革実行計画」では、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すため、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型の「治療と仕事の両立支援」（以下「両立支援」という）体制を構築するとともに、両立支援コーディネーターを2千人養成するという目標が明記されました。

これを受け、当機構では、国の要請により、両立支援コーディネーター養成研修を実施し、これまでに2千人以上を養成いたしました。

こうした中、全国各地の医療機関や企業等の関係各所において、両立支援の実践がなされているものと存じますが、主治医の両立支援への関わりなどの課題も浮き彫りになってきており、主治医への周知が急務となっています。

このため、当機構といたしましては、主治医に対する両立支援の普及を進めたいと考えているところでございます。

つきましては、今後、貴団体の加盟学会で開催される医師向けのシンポジウムや教育講演、又は専門医の取得・更新研修などの機会を捉えた主治医への継続的な両立支援の周知について、貴職の御協力を賜りたく、業務御多忙の折、恐縮に存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、各学会にて、両立支援についてのシンポジウムや教育講演、研修などを開催いただけます折には、講師を務めることのできる医師の派遣などは、当機構が全面的に協力させていただく所存でおりますので、下記まで御連絡いただければ幸甚です。

【連絡先】

独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者医療・産業保健部 勤労者医療課

(福田、鈴木)

TEL (044) 431-8641

基安発0704第4号  
令和元年7月4日

一般社団法人日本医学会連合  
会長 門田 守人 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部長



治療と仕事の両立支援対策の推進に当たって主治医に対する周知依頼について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型サポート体制の構築や「両立支援コーディネーター」の養成によって、病気の治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病を患った方々が、生きがいを感じながら働ける社会を目指すことが示されました。

厚生労働省では、これまで「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（平成28年2月策定、平成31年3月改訂）を策定し、普及を図ってきましたが、これを受けて平成29年度から「地域両立支援推進チーム」を各都道府県労働局に設置し、社会的なサポート体制の構築を行ってきました。さらに、平成30年度には診療報酬に「療養・就労両立支援指導料」を新設し、第13次労働災害防止計画にも治療と仕事の両立支援を位置づけ、施策の充実・強化を図っています。

こうした中、全国各地の医療機関や企業等の関係各所において、両立支援の実践がなされているものと存じますが、主治医の両立支援への関わりなどの課題も浮き彫りになってきており、主治医への周知が急務となっています。

今後の対策としては、医療と職域の連携を進めたいと考えているところであり、今後、貴団体の加盟学会で開催されるシンポジウムや教育講演などの機会を捉えた治療と仕事の両立支援に関する周知について、貴職の御協力を賜りたく、業務御多忙の折、恐縮に存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。